

令和5年度 堺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時：平成5年11月7日（火）

10：00～

場 所：総合福祉会館5階

大研修室

○事務局（子ども家庭課 中原課長） 定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、堺市子ども家庭課の中原でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本協議会は、市域全体の各機関の代表者で構成されます「代表者会議」、各区に区域の関係機関の代表者で構成される「区代表者会議」があり、その下には3カ月に1回程度、支援対象の全児童の進捗管理を行う「ケース連絡会」と、個別のケースについて具体的な支援内容等を検討する「個別ケースカンファレンス」がございます。

区代表者会議はすでに8月～10月にかけて開催されており、本日は各区で議論された課題や取組等について共有し、市全体としての具体的な方策等について議論を深める場といたしまして、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

では、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本会議の次第、座席表、委員名簿、本協議会設置要綱、続きまして、本日の資料といたしまして、

資料1. 令和4年度堺市における児童虐待に関する状況

資料2. 令和5年度児童虐待防止への取組状況

資料3. 令和5年度要保護児童対策地域協議会 区代表者会議の要約

資料4. 堺市におけるヤングケアラー支援の取組み

その他、添付資料としましてオレンジ&パープルリボンキャンペーンのチラシ、堺市ヤングケアラー相談窓口チラシ、本市の要対協関連機関職員向けの児童虐待の基本的な対応の在り方を示す手引書となっております「虐待対応実務マニュアル」第4版改訂版を置かせていただいています。以上とな

ります。

本協議会設置要綱についてですが、令和5年4月1日付で改正したものをお配りしています。改正事項といたしまして、本市の組織改正に伴う変更により、表第1中の人権部長及び、男女共同参画推進部長を、ダイバーシティ推進部長及び、同部理事に変更しております。また、令和5年4月1日に乳児院であります愛育社めばえ乳児院が開設されたことによりまして、別表第4にあります堺児童養護施設部会を堺施設部会に変更しております。

続きまして、本日の議事を記録するため、録音させていただきたいと思いますが、あらかじめご了承のほどよろしくお願ひします。また、本会議は、市民の方への情報提供のため、公開とさせていただいております。委員の皆様には、個人を特定する情報等の発言については控えていただきますようお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、井上子ども青少年局長より、御挨拶申し上げます

○井上会長 皆さん、おはようございます。子ども青少年局長の井上でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は、本市児童福祉行政をはじめ市政の各般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。11月は「児童虐待防止推進月間」でございます、11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることから、堺市では11月を中心に啓発に取り組んでいるところです。

こども家庭庁が9月に発表しました、令和4年度の児童虐待相談対応件数は、前年度より5.5%増え、まして約21万9170件で過去最多を更新しました。堺市でも同様に増加し、過去最多となっております。

本市は本協議会のネットワークを最大限に生かし、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた子どもの保護や支援及びその家庭への支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日、皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（子ども家庭課 中原課長）

続きまして、委員皆様方の自己紹介についてですが、時間の関係上、誠に申し訳ございませんが、名簿をご確認いただければと思います。

また、欠席、代理出席の方についても同様に、名簿をご確認いただければと思います。

一部、会場に見られていない委員の方もいらっしゃいます。

また、各区の代表者会議の事務局であります、区の子育て支援課からも各1名ずつ参加しています。

それでは、本会議の会長は、堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条の規定により、子ども青少年局長が務めることとなっています。それでは、井上会長、会議の進行をお願いします。

○井上会長 改めまして、本会議の会長を務めます井上でございます。よろしくお願いいたします。
着座にて進行させていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って進行いたします。

まず、次第1～3まで一括して説明させていただき、その後ご意見を頂戴したいと思います。

まず、次第1の「令和4年度堺市における児童虐待に関する状況」について、事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課 山本） 事務局子ども家庭課の山本です。よろしくお願いいたします。
着座にて報告させていただきます。

それでは、「令和4年度堺市における児童虐待に関する状況」について報告させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

まず、「児童虐待通告受理件数」です。「(1) 児童虐待通告件数の推移」を御覧ください。

表の一番右になりますが、令和4年度に子ども相談所が受けた虐待通告件数は1,290件で、延べ2,535人。一方全7区の子育て支援課が受けた虐待通告件数が890件、延べ1,811人で、堺市全体で、合計で年間2,180件、延べ4,346人についての通告があったということになります。以前、世帯数でカウントしていましたが、実際何人のお子さんが通告受けているかというのが分かりにくいという御指摘もありましたので、令和2年度からは児童数のカウントを行うこととしています。

次に、(2) 対応別の内訳についてです。表の下側、4年度の「全市合計」「児童数」の欄を御覧ください。4,346人中、多い順に言うと、「在宅指導」が2,496人、全体の約57%ほどです。912人が「調査指導により終結」で、全体の20%。「虐待なし」が571人で全体の13%となっています。

「虐待なし」については、文字通り調査と安全確認を実施して、虐待がなかったケースとなります。「調査指導により終結」は、調査と安全確認を実施し、疑いや軽度の虐待は認められましたが、子ども相談所が継続して見守る必要はないと判断したケースとなっております。

実際継続的に見守りが必要と判断したケースは、在宅指導の児童と、どうしても保護の必要

なケースについてということで149人、通告全体の3%と、ごく限られた数となっております。表中の「その他」の内容ですが、女性相談につないだケース、母子で施設へ入所したケースなどとなっています。

次に（3）経路別の内訳です。

子ども相談所と子育て支援課とに分けて記載をしております。まず、子ども相談所ですが、ほとんどの通告が警察からとなっています。これは警察からの通告先は原則子ども相談所となっていることが起因しております。次に、子育て支援課ですが、保健福祉総合センター、児童福祉施設、学校といった児童の所属する各関係機関からの通告が多いことが分かるかと思えます。「その他」のところですが、匿名で通告されたもの、障害者基幹相談支援センターや児童デイサービスなどが当たります。

（4）は区域別になります。

続いて、裏面御覧ください。

こちらは、子ども相談者と子育て支援課で、虐待相談があった子どもの実人数の統計となっております。まず、「（1）児童虐待ケースとして見守っている対象児童の推移」となります。令和4年度に堺市全体で児童虐待ケースとして見守っている対象児童数は2,957名となっています。これまで子ども相談所で終結できるケースについても要対協に一度入れていたのですが、令和元年度から徐々に子ども相談所で通告を受けた者のうち、調査指導により終結とできるものについては終結することにしたため、要対協の見守りに入らなくなったことで件数が減少しています。

次に、「（2）虐待種別内訳」を御覧ください。令和4年度の合計の数字から令和3年度までは「心理的虐待」が最も多かったのですが、令和4年度は「ネグレクト」が1,102件で最も多くなっています。ただ、新規ケースにおいては依然「心理的虐待」の件数が363人と、最も多くなっています。これは子どものいる家庭でのDVが児童への心的虐待に当たるとして通告されるようになったことが大きな要因となっています。一方、「ネグレクト」に関しては継続ケースの中で839人と、最も多くなっています。

次に、「（3）年齢別内訳」です。こちらもおおむね同じ傾向で乳幼児期の見守り人数が特に多くなっています。

続いて「（4）虐待者別内訳」です、これも例年同様、実母が1,852件で約62%、次いで実父、実父以外の父親の順になっています。

(5)は「区域別内訳」となります。

最後、3の「児童虐待相談対応件数」ですが、こちらは子ども相談所、子育て支援課が受け付けた虐待相談に対して行った助言指導、継続指導等の対応件数です。例年新聞報道等で発表される数字ですが、堺市で言いますとこちらの表の2, 395件という数字がこれに当たります。

以上です。

○井上会長　それでは、続きまして、次第2の「令和5年度児童虐待防止への取組状況」について事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課 山本）　山本が引き続き報告させていただきます。

では、資料2ですね。「令和5年度児童虐待防止への取組状況」のほうを御覧いただきまして御説明させていただきます。

令和5年度に市が行っている児童虐待防止への取り組み状況です。例年の取り組みと重複する部分もありますので、概要のみの説明とさせていただきます。

虐待の未然予防につながる施策として、「(1)子育て支援に向けた取組」があります。子育て支援に向けた取組は、「①妊娠期から出産にかけての支援」「②乳幼児期の支援」「③子育て中の親子が集う場の提供支援」の3つに分類させていただいています。

「①妊娠期から出産にかけての支援」として、特に支援を必要とする保護者を早期に発見するため、市として積極的に関わりを持っています。新たに(1)-1「堺市出産・子育て応援事業」を追記しておりまして、詳細は御覧いただいたらと思いますが、給付金の支給だけでなく、面談やアンケートを通して、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図っています。

そのほか、(1)-4、妊娠届出時や、転入時の全数面接の実施、(1)-6「子育てアドバイザー派遣事業」では乳幼児のいる家庭を訪問し相談に応じています。(1)-5では、予期せぬ妊娠をされた方の相談窓口として妊娠SOSの周知も行っています。

「②乳幼児期の支援」についてですが、こちらにおいても(1)-8、乳児家庭全戸訪問で、(1)-11「乳幼児健康診査」といった、出産された保護者へ関わりを持てる取組を行い、支援が必要な保護者を早期発見し、虐待の未然予防につなげています。そのほか、育児に疲れを感じた方や緊急的・一時的に養育できない方のために、(1)-9の一時預かり、(1)-10「子育て短期支援事業」といった取組がございます。

「③子育て中の親子が集う場の提供支援」として、「みんなの子育てひろば」を市内36か所で実施しています。また、令和3年度より事業を開始した「さかっこひろば」で親子の交流や子育て相談できる場を提供していきます。

次に、「(2) 児童虐待防止への啓発」についてですが、例年実施しておりますオレンジリボンキャンペーンで、オレンジ&パープルリボンキャンペーン、今年度も児童虐待防止月間のこの11月を中心に実施しております。

児童相談所全国共通ダイヤルの189について、さらなる周知を図っていきます。

次に、(3) 関係機関等から通告体制を整備を強化する取組として、引き続き、子ども家庭課の職員による学校園への訪問及び虐待対応に関する説明を行っています。

子ども自身が相談できるように1、8、9ですね、189等の相談先が記載されたカード、市内全市立小学校の1年生と4年生に配布しています。

「(4) 児童虐待対応の強化」として児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待「ゼロ」の実現を目指しております。また、令和3年4月から子ども相談所が受理した児童虐待通告の情報を大阪府警察と全件情報共有をしております。

「(5) 研修その他による人材の育成」について、その他の取組について紙面にて御覧いただけたらと思います。

ありがとうございます。以上です。

○井上会長 次に次第3の「令和5年度要保護児童対策地域協議会 区代表者会議の報告」に移りたいと思います。事務局に説明を求めます。

○堺区子育て支援課長(吉田) 堺区子育て支援課の吉田と申します。着座にて説明させていただきます。

今年度、堺区の要対協のほうでは、昨年度と引き続きヤングケアラーについて、ヤングケアラー支援の基本視点とという形でさせていただきました。というのは、令和3年度に本市においてヤングケアラーの支援についてのマニュアル的な文章まとめられまして、それを去年度の会議において、コロナがまだ大変だったので文書開催とさせていただいたのですが、そこからたくさんの感想をいただきまして、特にこのヤングケアラーという子どもたちには寄り添える大人の存在が大切だとか、どんなふうに私たちは支援していったらいいのか知りたいとかいう御意見をいただきまして、それで今年度は対面開催とさせていただくようになりましたの

で、スクールソーシャルワーカー（以下：SSW）のSV的役割も担っておられる、水流添先生という方をメインにお呼びいたしまして、まずやヤングケアラーとはどんな子どもなのか、どういう形で私たちは接していったらいいのかというところで議論をさせていただきました。

まず、ヤングケアラーとは、そもそもどんな子どもたちかというのは、皆様ももう何となく御理解いただいているところだと思うのですが、ヤングケアラーというのはやっぱり家庭内のことなので、なかなか見えない、見えにくい。それと、大体よくドラマとかに出てくるように、ケアの内容はやっぱり小さな弟、妹の世話をするというのがすごく多いようですね。ある一方、ヤングケアラーのお兄ちゃん、お姉ちゃんたちは、その仕事を特にきついと思っていないという子どもたちが大半で、さらに自分がヤングケアラーだとは全然思っていないということが統計といますか、アンケートで出ています。さらに、自分がヤングケアラーだと思っていないので当然ですけども、周囲に求める支援はありますかというのは特にないという形なのです。やっぱりヤングケアラーというのは、私たち周りの大人が敏感に察知して気づいてあげて見つけてあげる、キャッチしてあげると。そこがやっぱり一番大切なのだなというふうに感じた次第であります。

ほんならどんな支援がいいのかという形で小学校と中学校の先生からヤングケアラーの具体的な事例の報告をいただきまして、いろいろ御意見いただいたのですが、やっぱりヤングケアラーという子どもたちの気持ちというのを一番大切にしていかなあかんのだろうなど。あんなヤングケアラーやから大変やねとか、そら虐待やでとかいう形じゃなくって、あんなやっぱりいつも大変やね、おばちゃん、おっちゃん分かっているよ、何かあったら言うといでや、私らでできることあったらするでみたいな、頑張っているというところを、家族のために、弟や妹たちの世話を、別に大変だと思えへんながらもやっていることについて、周りの大人が、おばちゃん、おっちゃん分かっているで、あんな偉いな、でもしんどかったらすぐ言うといでやと。何も1人で背負うことないんやでという、こういうやっぱり周りの、特に学校であったりとか、地域の青少年活動であったりとか、そういう民生委員のおっちゃん、おばちゃんたちであったりとか、やっぱそういう存在が非常に有効に働いてくるところなのだろうなというふうに思います。

一方、もちろんヤングケアラーという中には児童虐待に分類される部分の子どもたちもいらっしゃいます。そういうところについては、私たち身近な存在とします各区の子育て支援課のほうでその辺の御相談とか御報告とかいただいて、学校のスクールソーシャルワーカー（以

下：SSW)の皆さん、学校の先生と共に連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○中区子育て支援課長(松尾) 中区子育て支援課長の松尾です。私からは中区の区代表者会議について御報告いたします。着座にて説明させていただきます。

中区代表者会議は、「子どもを虐待から守るための支援」を議題といたしまして、去る8月29日に開催させていただきました。会議の初めでは子ども相談所より、先ほども紹介ありました、虐待対応実務マニュアル「子どもを虐待から守るための支援」の冊子を基に、委員の皆様へ説明をしていただきました。その議題に対して、委員の皆様から多くの御意見いただきましたので、主なものを、御報告をさせていただきます。

まず、堺市における児童虐待に関する状況を資料で提示をさせていただきました。その中で、「対応別内訳」に「調査指導により終結」という項目がございます。この決定基準は何かという質問をいただきまして、そのお答えといたしましては、虐待事例の終結において、もう保護者へ助言や指導を行い、終結しているということを説明させていただきました。なお、この委員の質問をされた意図といたしましては、やはりしっかりと子どもの話を聞いてほしいのだということでした。対応する際には、しっかりと子どもの話を聞くことが重要であるという御意見をいただきました。

それから、この冊子の「子どもを虐待から守るための支援」、ここに子どもが権利を有するというふうに新たに記したことは、非常によいことであるとの御意見をいただきました。解離性同一性障害などの、虐待が子どもに及ぼす影響は非常に大きいのだという御意見もいただいております。

また、児童養護施設に入所する子どもの虐待種別は多岐にわたっていることがありまして、年齢別虐待種別の内訳というものがあれば非常にその辺りが分かりやすいのではないかとあったり、虐待で境界性パーソナリティ障害や性的課題を起こしてくるので、早期発見、早期治療が大事になってくるという御意見もいただきました。

それから、子どもの健全育成のため、不登校支援もしており、学校に行き友達を作ってしっかり成長してほしい。そのためには関係する機関の連携が必要であるといったものや、この間の10月27日に開催しました、中区子育てフォーラムなのですが、アンガーマネジメント、これ昨年度に引き続き実施しますということで委員の皆様にもできたら御参加いただきたいと

というような話もございましたので、併せて御報告いたします。

さらに、会議で議論して得られた成果、よかった点といたしましては、非常に各委員の皆様から積極的な質疑や御意見を賜りました。それは中区における児童虐待への関心や、また、これから取り組んでいこうという積極的な姿勢があり、非常によかったと感じました。今年度は対面にて会議をさせていただきました。しっかり委員の皆様方、一人一人お顔が見られる会議を実施することができまして、このつながり、連携の大切さということを改めて実感することができました。

以上、中区の代表者会議の御報告を終了いたします。

○東区子育て支援課長（柘植） 東区の子育て支援課の柘植と申します。よろしくお願いたします。着座にて東区の報告をさせていただきます。

東区は先月10月6日に区の代表者会議を開催いたしました。東区も4年ぶりの対面での開催ということで、委員の皆さんに来ていただきながら、意見交換とヤングケアラーについての勉強というか、取組を勉強させていただいております。

主な意見を報告させていただきます。

地域で見守っていただける民生委員さんや主任児童委員さんからは地域の子育てサロンが、東区のほうでもコロナの中で休止していたものを再開していったということで、再開したときに、保護者の方に呼びかけて来ていただいた中の報告とかがございました。お一人しか参加がなかったけれども、0歳児のお母さんが来られて、もう赤ちゃんが寝入ってしまったけれども、おうちに帰らなくてもいいのって聞くと、やっぱりここで話していきたいというような思いがおありになって、いろんなことを地域のサロンの場で思いを吐き出されて、すごくよかったと言って帰られて、また引き続きサロン活動につながっているというような報告もございました。

また、学校の方からは虐待というよりも今不登校が一番課題になっているという報告がございました。これはネグレクトの部分が潜んでいるのではないかということもありますし、親御さんに何度連絡しても連絡が取れないというところで悩まれているということで、子育て支援課と連携してお母さんにつながったケースもあるということを共有いただきました。

また、認定こども園、保育園のほうでも毎日の積み重ねで、初めは全然連絡取れなかったお母さんが、1年ぐらいたつとお電話くれるようになったというような、支援を息長くされているというようなご報告もございました。

また、一方、最近ありますICTでシステム出欠連絡をするということで、連絡をもらうん

ですけれども生の声が聞けないというところで、長く休んでおられる方にお電話をするとか、訪問するというのはかえって難しくなっている面があるというような御報告や、ただその中でもいかにつながってお母さんと話をしていけるようなスキルを、研修が必要じゃないかなというような言葉、報告がありました。

また、ヤングケアラーについては子ども家庭課の松本主査と、それから堺市ユースサポートセンターの野田所長から講演をいただきまして、ヤングケアラーについての勉強をもう一度させていただいた後に意見交換の議論という形で意見をいただきました。その中で、とある保育所の方が、下のきょうだいの送り迎えを上のお子さんにしてもらうというケースがありました。園さんの規定では、一応何年生からはやむを得ない場合は送り迎えをしてもいいよというようなお話があったのですが、保護者の方が、上のお姉ちゃんの成長というか、自覚を促したいという意味でも、下のお子さんの送迎をお願いしているというようなケースがありまして、保育所の方はどういうふうに対応するのがいいのかというのはすごく試案しているのだけれども、それをお母さんに何か言うというよりは、私たちが何かあったら見ているんだよ、いつでもおいでよというような形で受け止める役割を担えばいいのじゃないかなというようなお話もございました。

繰り返しになりますが、今年度、対面でさせていただきまして、やはり顔を見ながら意見が交換できること、実際に連携の必要性というのが改めて実感できたというところで、大変意義のある会議だったかなと思います。

また、ヤングケアラーにつきましても、堺市ユースサポートセンターさんの実践を聞きながら、改めてヤングケアラーについての取組も必要だということに考えが及びました。

以上でございます。

○西区子育て支援課長（竹田）　西区子育て支援課竹田と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明のほうさせていただきます。失礼します。

西区では9月25日、月曜日に西区の区の要対協の会議をさせていただきました。内容としては、本日にもありますように、堺市における、それと西区における児童虐待に関する状況のほうを皆様に御説明させていただき、講義として「子ども虐待の発見・通告から支援への流れ」というものを子ども相談所の職員の方にしていただきました。

まず、虐待に関する状況等が出た意見としましては、関係機関同士の連携の重要性を再確認できたというお言葉を頂戴しました。

また、終結の件数が多いという印象を持ったのだけど、こちらはどういう基準なのかというような御質問がありました。これにつきましては18歳に達した方とか、地域での見守りと対応が十分にできると判断した場合は終結とさせていただいて、各関係機関で見守っていくという状況でありました。

目の前で児童虐待と思われる場面に遭遇してもどういふふうに動けばいいのかとか、関わることで逆に子どもの安全を守れないのではないのかとか、行動することにちゅうちょすることがあるという正直なというか、御意見も頂戴しております。

あと、町で見かけても児童虐待が日常化しすぎていて、虐待と認識できていない保護者が多いと感じるなというお話もございました。

あと、講義につきましては、こちらは長きにわたるコロナ禍の中で、なかなか子どもさんたちもおうちにいる時間が長かったり、関係機関との連携もちょっと取りづらさを感じていたところで、基本に立ち返るということで、今回、この子ども虐待の発見、通告から支援への流れというのを改めて認識していこうということで、子ども相談所のほうに講義をお願いしたところです。

この講義の中で、子ども相談所と区の子育て支援課の役割の違いが明確にできました。よく皆さん、どう違うのかというようなことをお聞きになられたり、通告もどちらにしたらいいのかというようなお話がありました。その中で、こういった講義をすることで、先ほども統計のほうにもありましたように、警察とか医療機関であったり、緊急性を要するものであったりとかいうのが、どちらかという子ども相談所のほうに通告をしていただくのですが、まずそこまで、そうではなくても、やっぱり気になる、ちょっと気になるなという、虐待かどうか分からないけど、ちょっと気になるねんというようなところは、もう地域の子育て支援課のほうに通告をしていただけたらと思っております。2機関が具体的にどのような対応をしていくかを説明したことで、児童虐待の対応の流れを委員さんの方々全体が再認識できたことが有意義だったと思っております。

また、講義の最後のほうには、事例というのを挙げていただきまして、2つのグループに分かれて関係機関が日々児童と関わる中でどのような視点とか、アンテナを持っていて、児童の虐待防止のために何ができるのかというのを相互に話し合い、理解することができました。

この講義の中でよかったと思いますのは、通告があったとき、通告をしてくれた方（通告者）へのねぎらいであったり、児童、子どもさんや、聞き取りとか、それから子どもさんの安

全確認のときの配慮点というのを具体的に説明していただきました。情報収集の方法であったり、関係機関においてはよくけがの写真なども撮っていただいたりしているのですけれども、その写真の撮り方とかも、1か所ではなくて正面、右側、左側という形で撮っていただくのがいいのですよとか、すごく具体的に御説明いただいたので、非常に参考になったところです。

また、こういった形でネットワークの中で子どもさんを見守り、支援することの意義を理解できたところに、今回成果があったというふうに考えております。

以上です。

○南区子育て支援課長（百嶋） 南区子育て支援課の百嶋と申します。よろしく申し上げます。私のほうから南区代表者会議について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

南区の議題といたしましては、南区で取り組んでおります「南区子どもウェルビーイングシステムについて」の御紹介と、その後、各機関における児童虐待防止の取組についての情報交換を行いました。

まず、「南区ウェルビーイングシステム」についてなのですが、児童福祉法の改正により、体罰禁止が明文化されたことを契機に、児童虐待発生の未然予防かつ子どもの成長過程において包括的な支援を請求するために、令和4年度より構築させていただいております。その中で、養育者、子ども、学校地域の支援者、3者への支援を行うことで、子どもの健やかな成長を促進する事業として展開しております。

まず、養育者の支援としては、前向き子育てプログラム「ポジティブディシプリン」を令和5年度は3回実施予定となっております。

子どもの支援としましては、「生き抜く力を育むワークショップ」としまして、南区内の希望される小中学校に講師をお招きしまして、子ども自身が自尊感情を醸成するための事業等を行っております。

さらに、学校等地域への支援としましては、「南区子どもサポートプラットフォーム事業」を開始いたしまして、担当職員が学校を訪問するなどしまして、保健福祉の視点から南区子ども子育て支援課と学校が連携を強化することで、学校、児童生徒、家庭をサポートしております。

以上のような、南区が取り組んでいる事業について御説明をさせていただき、その後、出席委員より御意見をいただきました。いただいた御意見としましては、子ども自身が一人一人に

権利があると知ることが重要である。権利を理解するに際して、一方的な主張はわがままと捉える場面もあるが、権利は相互尊重である。また、体罰による子どもの脳への影響のみを啓発すると、本質が伝わらず誤解を招く可能性が高い、子ども一人一人に権利があること、虐待や不適切な養育とは権利侵害になることを大人が理解すると、子どもへの適切な関わり方に気づくことができると考える。また、子どもウェルビーイングシステムについて、子どもを対象とした取組が中心だと理解した、今後は大人対象とする取組も肝要になると考える、といった御意見もいただきました。

また、情報交換については、子どもが話を聞いてくれたと実感できる場面を増やすために、伴走型の支援を行っているといったような御発言をいただいております。

この会議の成果といたしましては、子どもへの啓発と同時に、大人への啓発が重要であると確認できたというところと、体罰や虐待がなぜ不適切なのかということ伝える場合、効果的な表現方法を情報共有できたというところが成果として考えられると思っております。

南区のほうからは以上でございます。ありがとうございました。

○北区子育て支援課長（村田） 北区子育て支援課の村田と申します。よろしく願いいたします。私のほうから北区の代表者会議の御報告をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

今回の区代表者会議の主な議題としましては、4年ぶりに対面での開催で、メンバーの入替えもございましたので、まず要保護児童対策地域協議会の仕組みや意義を確認いたしました。その後、「生活保護制度の仕組み・意義の説明」と「事例検討」を行いました。この議題を設定した理由でございますが、児童虐待の背景には家庭の貧困問題があるとも言われておりまして、貧困家庭にある子どもが支援対象となる場合が多いです。今回は、関係機関の方々に生活保護制度について理解を深めてもらい、今後の児童や家庭の支援につなげてもらいたいと考えて、このテーマを設定いたしました。制度を知ることによって支援も円滑に進みますし、貧困家庭を救うことができれば、将来的に虐待防止につながると考えました。

生活保護制度の説明の後に、貧困家庭で虐待が疑われる事例を4つのグループに分かれて検討いたしました。グループ検討で出た意見としましては、貧困は児童だけの問題ではなく家庭全体の問題であり、家庭全体を支援することが重要ではないか、また、貧困による困り事から児童を守るという視点も必要なのではないか、各関係機関で取り組んでいることがなかなか見えづらく、支援の中で困っていることや情報を知りたいと思ったときにどの機関と連携を取れ

ばよいのか判断が難しい、おのおのの専門性について、お互いの視点を共有することで新たな視点の取得につながり、関係機関同士の連携もしやすくなる、などの意見をいただきました。

会議で議論して得られた成果、よかった点ですが、「事例検討」を通して、各関係機関がどのような支援ができるのか、それぞれの役割を再確認することができました。また、複数の視点で起こり得るリスクや、家庭全体のアセスメント方法を共有し、連携して支援することの重要性を認識してもらうことができました。「関係機関の連携」とは、実際は支援者同士の連携であり、各支援者自身がどのような支援を得意とするのか知ることができ、支援者同士がつながりを形成することの必要性を共有できました。

北区は以上でございます。

○美原区子育て支援課長（村田） 美原区子育て支援課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。9月11日に行われました美原区の代表者会議について、簡単ではございますが、説明のほうさせていただきます。着座にて失礼いたします。

美原区の代表者会議では、議題を2つ設定いたしまして、1つ目は令和4年度の児童虐待に関する状況と、堺市の児童虐待への取組状況を共有いたしまして、2つ目としましては、この代表者会議で意見が多かった子ども相談所の一時保護について知りたいという御意見を受けまして、「一時保護について」をテーマとして議論を進めました。

その2つの議題から得られた内容としましては、大きく2つございまして、虐待や不登校などの複雑な問題は単独の機関の対応は困難なことも多くございまして、関係機関が集まるこのネットワーク連携の必要性がございます。一方で、個人情報取り扱いについては、機関同士で共有することで当事者との関係性を壊してしまわないかどうか、非常に注意を要することもございますから、他の機関と共有することへの難しさがございます。各機関がそれぞれの対応状況を知りながら連携する機関がどこまで対応をできる範囲があるのかというところを相互理解しながら進める必要があるということが共有できました。

それからもう一つの議題にあります、一時保護につきましては、その果たす役割が子どもの安全確保といったところが重要なのですが、その一方で、一時保護が子どもや家庭に与える影響が少なからずあり、慣れた環境から子どもが引き離されることで、新たな傷つきとなる場合があることや、外出や他者との交流が制限されることも子どもや保護者の権利侵害にもなるということを知ることができました。そのような中で、子どもの権利保障にとって最善が何なのか、子どものアドボカシーといった、子どもの意見や考えを聞く機会をどのように設けるのが

よいのか、模索を続けながら地域のネットワークで協力し、今後も取組を進めていくことを確認いたしました。

説明は以上です。

○井上会長 各区の代表者会議の御報告いただきました。ありがとうございます。

それでは、これまでの案件1から3について、何か御質問や御意見等はございませんでしょうか。

○仲村委員 よろしいですか。

○井上会長 はい。

○仲村委員 まずは1点、軽く質問なのですが、堺全体の児童数の変移って、そんな大きな変化ないですか、ここ数年間って。

実数を御報告いただいていますけども、児童によって、全児童に対するパーセンテージみたいなことが分かれば、より現状が分かるのかなというふうに思いましたぐらいのことで結構です。だから、ここ数年来の推移の比較なのですが、ひょっとしたら10年前、あるいは20年前の数字と比較をすることによって、より今の現状って見えてくるのかなというようなことの実感も思いました。

それからもう一点、各区からの御報告でもって、主には各区の取組、活動の報告ということだったのかなとは思いますが、堺区からの御報告でもって、実際に現場でお仕事をされている中での実感みたいなことの御報告をいただけたかなと思っています。ヤングケアラーの主な具体的な例としては、小さな弟や妹の面倒を見ているという状況が多いとか、あるいは本人には自覚がないとか、支援を求めているとか、あるいは周囲の大人、周りの者の目が大事なのだというようなところの御報告は、実感をされての御報告かなというふうに感じました。

行政の皆さんというのは、発言非常に慎重になられるでしょうし、客観性というものが一番求められるのか分かりませんが、客観的な事実に基づく主観や、実感をお話いただくことが、非常に僕らにとったら参考になる、あるいは、ひょっとしたら解決に向けていく上での重要な御意見になろうかなと思います。そんなはっきりとした御意見とかを発言されたりということは少ないと思いますけれども、客観的な事実に基づく実感をお話いただくことというのは非常に結構なことやと思いますので、その辺のところよろしく願いいたします。

以上です。

○井上会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○井手口委員 はい。よろしいでしょうか。

○井上会長 はい。

○井手口委員 福祉委員会連合協議会の井手口と申します。西区、主に連合会長をしております。

いろんな実績照会だとか、数値報告をいただきまして、関係各部署の皆さんの日頃の活動に感謝する次第でございます。その中で1つ、資料1の中で、虐待者ですね、両親ですね。実母含めて両親の比率がもう断然高いという数値が出ております。

私、子どもさんの虐待を、実態を見る前に、その両親のケアというか、保護者の抱える問題点の抽出とか、その対応とかいうのをどんなふうに行われているのかなど。本人の実態もそうなのですが、周りを取り巻く両親への、いわゆる対応ですね。というのがどうかなと思います。

私、実は保護司もしておりますが、犯罪者の更生保護に携わっている者でございますが、青少年が犯罪を犯してどうだこうだと言っても、その周りですね。両親、家庭環境がどうかなという、子どもを更生さすよりも、両親を更生させたほうがいいんじゃないかというような場面、面談も多々あります。そういう子どもさんのことも然りですけども、その周りの家庭環境、特に両親が抱える問題の対応はどうされているのかなどということを、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○堺区子育て支援課長（吉田） いいでしょうか。

子どもの問題を見る場合に、実は親御さんがすごくしんどい状態にあるというのはごく普通ですね。大体家族歴というのを、私らが相談を受けたりするときには非常に重視して見るのですが、その親御さんは、子どもからしたらおじいちゃん、おばあちゃんから、無関心で、拒否されて支配されて育てられてきた。そういうふう育てられてきた子どもというのは、大人になるにつれて、早くこんな家から出たいと思うのですよ。でも、自分はそういう親から育てられていると、自分の意見を持ったらあかんという形で育てられてくるので、早く出たいから出るのですが、自分の意見を持ってないから、やっぱり周りの人の、それも強い人、男性ですかね。いう人の意思に従っちゃうとか、沿ってしまう。よくあるように、沿ってどうなるか言うと、その男性に支配されて、DVを行われて、そこに生まれてきた子どもがおんなじ虐待に巻き込まれて、お母ちゃんはもうなすすべもなしやから子どもほったらかしになって

いって、子どもが虐待を受けたり、非行に走ったり、そんな感じになっているのです。

じゃ、ほんならどうしたらいいのかという話ですけど、これはどうというよりかは、まず、お母さん、その子どもを最終的に、僕らはいつも思うのですけど、行き詰まったら子どもを切っちゃうのですね。自分のことが精いっぱいなので。もうこんな子よう見ん、今までもずっと注意してきたけど繰り返されるから、もうこんな子よう見ん言うて、児童相談所とか、その辺放っていかれる方が多いのですけど、それは違うでというところから話をしてあげるべきだなというふうには思っているのです。何も子どもたちを捨てようとか、不幸になるためにとは思っていないし、自分らはそれなりに苦勞してきているのですけども、でも結果的にその子どもを捨てたり、子どもを不幸にしてしまうという結果を選択せざるを得ないというところにあるのですけど、それちゃうやろ、という話をして、対話に引きずり込んで、やっぱり目指してきたんはそういうことやないやろうと。せめて捨てたらあかんやろという話をしていける親にはしていきたいし、していけるのではないかなというふうに思っているのです。

○井上会長　　ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

○門屋委員　　堺市里親会の門屋でございます。いつも皆様には御支援いただきありがとうございます。

いろいろな協議内容の結果、御報告いただき、ありがとうございます。その中で、ヤングケアラーの問題に関しては、次に、また支援の取組等がありますので、そちらのほうで伺わせていただきながら、自分の中でまとめていきたいなと思うのですが、先ほど北区の代表者の方がおっしゃられた、貧困は児童だけの問題ではなく、家庭全体の問題であり、家庭全体を支援することが重要であると思われるという、このところがすごく私の中では響きました。里親のほうに委託される子どもの御家庭の中にも、やはりこういったバックグラウンドを持っておられるお子さんがたくさんおられて、里親というのは18歳で制度が切れてしまいますし、措置延長したとしても20歳、22歳というところになっております。そんな中で、また彼らが帰る環境、土壌というところが、また貧困というところになっておりますので、そういうところは堺市だけで賄えるものではないのですけれども、またここに座っておられる大人の方々が社会に働きかけていきながら、その貧困問題というところを解決するというのも、すごく大事なのではないかなと思っております。個々に、私たちもアウトリーチ、制度から、巣立った子どもたちに手は伸ばしていつてはいるのですけれども、なかなか彼らが暮らしていくエリアと

いうところまでも、私たち手を広げてはいけないので、本当に、もうよりどころとなっている、アクセスするというところまでのつながりが精いっぱいにはなっていないので、そういった社会風土であるとかというところを整えていっていただくというのが、本当に子どもたちにとって一番大事になってくるのかなと思っております。

以上です。

○井上会長　　ありがとうございます。

それでは、時間の関係上、これからは続いて次第4のほうに進ませていただきたいと思いますと思っております。

今年度は、「堺市におけるヤングケアラー支援の取組」をテーマに取り上げております。それでは、事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課　松本）　事務局こども家庭課松本と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、この場でヤングケアラーについてお話させていただく経緯でございますが、まず1つ目に、令和4年度から6年度が、国におきましてヤングケアラーへの支援集中取組期間というふうに位置づけられております。

また、2つ目としましては、近年、先ほどからも出ていますように、ヤングケアラーという言葉は浸透してきているかなというふうに思うのですけれども、まだまだその発見ですとか、関わりが難しいというヤングケアラーの支援について、関係機関の相互理解というのが、やはり欠かすことはできません。そして、この要対協のネットワークや枠組みが支援の一助となるように、さらにこちらに来ていただいております皆様とともに理解を深めていければなというふうに思っております。

また、3つ目としましては、先ほどからもありましたように、区において、区の代表者会議でもヤングケアラーについて取り上げて議論をいただいていたことですか、昨年度、この場でも委員の方からヤングケアラーについての御意見を頂戴しておりましたので、本市の現状と課題を併せてお話をさせていただけたらと思います。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。資料4を御覧ください。着座にて失礼いたします。

まず初めのページになりますが、「ヤングケアラーとは」というところで、既に皆さんのほうは見聞きされていると思うのですけれども、法令上の定義というのは、まだ日本においては

ございません。ただ、こども家庭庁のほうでは、こちらに書いておりますように、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことというふうにされております。また、日本ケアラー連盟のほうの、日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトのほうでは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことというふうにされています。

お手元のほうに、ヤングケアラーの、もしかしてあなたもヤングケアラーというチラシのほうを配らせていただいているのですが、その裏面のほうを御確認いただけたらと思います。

こちら、絵が幾つかありまして、こども家庭庁のホームページにも記載されているものなのですが、身近にこういった子どもたちがいませんかということで、ヤングケアラーのイメージ図というふうになっております。

左上からいきますと、例えば障害や病気のある家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。日本語が第1言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。家計を支えるために労働をして障害や病気のある家族を助けている。アルコール、薬物、ギャンブル問題を抱える家族に対応している。がん、難病、精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている。障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。というような形で、直接的な身体的な介護だけではなくて、それ以外の感情面のケアなども含まれているということで、御確認いただけたらなというふうに思います。

それではレジュメのほうに戻らせていただきまして、1枚めくっていただいて3ページになるのですが、「ヤングケアラー支援の取組経過」ということで、令和3年度から本市におきましてはヤングケアラーについて取り組んできております。

まず、令和3年度、ヤングケアラーに関する関係課会議ということで、町内の健康福祉局ですとか子ども青少年局ですとか、あるいは教育委員会の方と共に合同の会議を実施しております。オブザーバーとして社協さんにも来ていただいております。その中で、やはりまだまだこの当時、ヤングケアラーという言葉自体も出始めたというところですし、まず知ること、周知というのが必要ということで、関係機関向けの研修のほうを実施しております。また、どのように早期発見をしていくのか、あるいはニーズを把握していくのかというところで、アセ

メントシートのほうを作成しております。

昨年度、令和4年度は関係機関向けに動画研修を、庁外の方にも研修を実施させていただいております。また、相談窓口というのがはっきりとございませんでしたので、これを作っていくという方向で検討を始めました。

今年度、令和5年度なのですが、4月からヤングケアラー当事者向けの相談窓口としまして、堺市ユースサポートセンターというところに窓口の開設をしております。また、7月から8月にかけて、小学校6年生、中学校2年生の公立の小学校、中学生を対象にヤングケアラーの実態調査のほうを実施しました。引き続き研修のほうも実施しております。

次、「実態調査から」というふうに書いているのですが、実際どれぐらいのお子さんたちがヤングケアラーなのかということなのですが、まず日本全体の実態調査としましては、令和2年度と令和3年度に行われております。大阪の中でいいますと、大阪府が令和3年度と令和4年度、大阪市が令和4年度に高校生、中学生の調査をされていまして、その実数から言いますと、大体1クラスに2人ぐらいのお子さんがヤングケアラーではないかというふうに言われております。実際堺市ではどうかということなのですが、先ほど申し上げたみたいに、実態調査をしたばかりですので、まだ実数のほうは出ておりませんが、今年度中に集計をして、また御報告のほうができるかなというふうに思っております。

次のページになりますが、国ですとか府の実態調査から、誰のケアをしているのかということなのですが、きょうだい、祖父母、父母など、様々ですが、やはりきょうだいの世話の方は幼いためにきょうだいのお世話をしている、あるいはきょうだいに障害がある。おじいちゃん、おばあちゃんの場合は、要介護状態、認知症がある。お父さんお母さんのケアをしている場合は、何らかの依存症がある、あるいは精神疾患がある、日本語が苦手という形でケアをしているということがあります。

どのようなケアをしているのかというのが先ほどの図のほうでもありましたが、やはり家事をしているという答えが多い一方で、きょうだいのケアというのも多いです。それ以外に、見守りですとか、話し相手、感情面のサポートをしております。で、介護、医療的なケアなどを行っています。

「ケアの頻度と時間」については、設問があるのですが、ほぼ毎日という答えが多いのですが、時間は短いケースというのも多いのですが、長時間のケア、1日7時間以上のケアをしている、つまりは1日の大半を、寝ている、学校に行っている以外の時間をケア時間に充てている

という子どもさんも一定数いるという結果が出ております。

では、子どもにどういった影響をもたらすのかというところなのですが、そもそもヤングケアラーというのが家族のお世話をしているということなので、お手伝いではないのですか、お手伝いとの違いって何ですかというような御質問とかもよく受けるのですが、ここに書いていますように、重すぎる責任・作業・精神的な苦しさを伴うケアというのがやっぱり子どもに影響するので、そこは注意が必要ですよということで、重すぎる責任というのは、代わりがない、その子がその責任を負わなければ家族が崩壊してしまうですとか、最悪死に至ってしまうみたいなこと、あるいは、自分の時間が取れないほどの作業量であること。子どもの年齢や成熟度に合わないような苦しさを伴うようなケアであることというようなことが挙げられています。

そういったケアを続けることによって、例えば「健康面への影響」。ケアをしていることによって十分な睡眠時間が取れなくて、体がだるい、しんどいというのが常にあるというような状況ですとか、学習面での遅れ。きょうだいのお世話、保育園の登園などを行っていることで遅刻を日々してしまったりですとか、欠席をしてしまう、あるいはそのことによって勉強の時間が取れなくて学力が遅れてしまう。また、進学への影響としましては、例えば行きたい大学が県外にあるのだけれども、遠方だと家に残すきょうだいですとか、あるいはお母さんが心配ということで、自分の行きたい進路に進めないというパターンもあります。

友人関係・年齢相応の経験の影響としては、ケアのためにすぐに学校が終わっても家に帰らないといけなから友達と遊ぶ時間がないですとか、テレビ番組の話とか、アイドルの話とかをしたいけれども、そういったことがなかなかできなくて、テレビを見る時間がないとかということで、友達と話が合わないということもあって、だんだん友人と疎遠になっていくというようなこともよく聞かれています。

あるいは、「就労・自立への影響」ということで、ケアが終わるのは18歳で終わりというわけではないので、例えばそれが20代後半まで続いて、途切れ途切れでアルバイトでつないで、いざケアが終わって就職をしようと思っても、社会経験がないですね、あるいは、もう就労経験が未熟ですねというふうにみなされてしまって、就職活動がうまくいかないというようなこともあります。

右側に書いているように、そういったことが社会的な孤立ですとか、生涯にわたって影響を及ぼしていくというようなことにつながっているお子さん、若者もいるのが現状です。

次のページになりますが、先ほどそういった中で堺市としてもヤングケアラーの方への相談をできる窓口というのを作っていこうという話が出てきておりました、この4月から、ユースサポートセンターというところに窓口のほうを設置しております。まずユースサポートセンターってどういうところなのかという御紹介なのですが、こちら、「子ども・若者総合相談センター」という機能と、「堺地域若者サポートステーション」という機能を備えているようなセンターになっております。

まず、左側の「子ども・若者総合相談センター」なのですが、堺市在住の49歳までの子どもさん、若者を対象としたひきこもり、不登校、ニート、非行などの総合相談窓口というふうになっております。基本的には来所していただいて御相談に乗ったりですとか、アクティビティプログラムといいまして、グループワークをしたりですとか、あとはほかの専門機関との連携を図っているようなセンターとなっております。

一方、右側の若者サポートステーションなのですが、こちら堺市及び近辺に住む15歳から49歳までのニートや学校中退者などを対象としておまして、職業的自立を目指す場所となっております。キャリア相談ですとか、就職ステップアッププログラムですとか、職場体験や定着支援のほうを行っております。

こういった機能を備える子ども、若者に関する総合相談ができるような窓口、ヤングケアラーの方の窓口も追加したというような形になっております。

実際そういった現状で相談窓口を開設して、6月から居場所事業といいまして、月2回程度、ちょっとヤングケアラーの方、あるいは元ヤングケアラーの方に来ていただいて、ほっとできるような場所を設置しているのですが、実際まだまだ件数は少なく、先ほどのお話にもありましたが、御本人さんが私ヤングケアラーです、何とか相談乗ってくださいというふうに来られることはまずなくて、関係機関の方が、このおうち、ちょっとヤングケアラーのお子さんがいるのですが、どんなふうに関わったらいいですかみたいな御相談にどうしてもなるので、件数まだまだ少ないです。まだ1桁ぐらいですね。ですが、居場所のほうを利用して、ちょっと月1回だけでもここでゆっくりできた、家から離れてほっとできたというようなお声もいただいております。

また、若者サポートステーションのほうを併設しているというようなことがありまして、その中に、元ヤングケアラーですとか、現ケアラーの方の存在も、だんだんはっきり見えてきたかなというふうに思っています。

例えば、この若者サポートステーション、やっぱりちょっと就職したいけれどもすぐ自分で就職活動していくのはまだ自信がないとか、人とのコミュニケーションを取るための練習がしたいとかいう方が来ていただくのですが、年間大体120人ぐらい新規の登録がサポートステーションのほうにはあるのですが、大体その1割ぐらいの方が元ヤングケアラーだった、あるいは現在も何らかのケアをしているという二、三十代の方です。

例えば、お母さんに精神疾患があって、今も見守りや感情面のケアをしているので、家に帰ったらそういう状態のお母さんがいるのですというふうにおっしゃられる方ですとか、アルコール依存の御家族を抱えておられるですとか、きょうだいに障害があってケアを継続していますという方。そういった方、今に始まったケアではないという方が大半ですので、もう長年、10年以上のケアの中で、御本人自身も精神的なしんどさを抱えておられる方もいらっしゃって、でもその中でも何とか就職したい、社会とつながりたいというような思いでこのサポートステーションを利用していただいているという方もたくさんいらっしゃいます。

そういう中での相談窓口の開設ということになりますので、潜在的なヤングケアラーがやっぱりいるなという気付きですとか、こういった支援ニーズ、今後どういうふうに市として応えていけばいいのかなということを経々、今、考えさせられているような状況にあります。

次のページになりますが、右上が、こんなふうに居場所をしていますよというような御紹介のチラシになるのですが、ここには特にヤングケアラーというような言葉は出さずに、こういった場所していますということをお伝えをしています。御自身、ヤングケアラーということで御家族になかなか言いにくかったりですとか、御本人自身がそういうふうに思っていないけれども、関係者から見たらぜひ参加してほしいなというような対象の方もいらっしゃいますので、こういうふうなチラシとしております。

下のほうなのですが、「ヤングケアラー＝児童虐待ではない」というふうに書いております。時々、ヤングケアラーは虐待ですよというふうにおっしゃられる方もいらっしゃいますので、決してそうではないですよということと、でも虐待も含んでいる場合もありますよということで、2つの面で書かせていただいているのですが、家族のお世話をしている約3,200人、国の調査からの換算で、堺市には大体約3,200人ぐらいの方が家族のお世話をしているかなというふうに推計されているのですが、その中にさらに何らかの負担を感じていて支援を求められているヤングケアラーもいらっしゃいます。そのほとんどの方が、親御さんもケア対象の子どもを抱えたりですとか、おじいちゃん、おばあちゃん抱えて頑張っておられたりで

すとか、子どもさんもそういった親御さんに楽しませてあげたいなというふうに思っ一緒に家族全体で支えたいという思いを持たれている方もいらっしゃいます。が大半です。一方で、今日の御報告でもありました。堺市は今現在2,900人ぐらいのお子さんが虐待ケースとして登録されているのですが、その一部は虐待ケースでもありヤングケアラーでもあるというふうなお子さんもいらっしゃいますので、要対協としては、ここのお子さんに、積極的にもちろん関わっていかないといけないなというふうにも思っておりますし、そうではなくって、何らかの負担を感じておられるヤングケアラーの方への支援もしていかないといけないなというふうに思っております。

最後のページになるのですが、そういった中で来年度の相談支援体制としましては、やっぱり発見というのが、資料の一番下に、当事者本人、家族というふうには書いていますが、なかなかそこは難しいので、学校ですとか、SSWさんですとか、それ以外の関係機関の方々ですとか、御近所の方ということが発見していただくことになるのですが、そういったときに必要なサービス、このおうちにはこういったサービスが必要だなというものが明確な場合は、各担当の窓口、高齢ですとか障害、医療機関、生活困窮などの窓口を御紹介いただく。

相談先が分からない、あるいは課題が複合的、家庭と子ども・若者への支援が必要だなという場合は、18歳未満につきましては各区の子育て支援課、18歳以上につきましてはユースサポートセンター、当事者の方の話を聞いてほしい、あるいは居場所を提供してほしいという場合はユースサポートセンターにおつなぎいただけたらなというふうに思っております。

資料の下方になるのですが、「ヤングケアラーへの支援」としまして、「発見・アセスメント・支援」というふうには書いております。やっぱりまず発見をしていくことというのが大事で、そのためには認知度を向上したりですとか、やっぱり理解をした上でヤングケアラーを発見していくこと、そしてアセスメント、要保護レベル、要支援レベル、配慮レベル、こういった状態なのか、もともとそもそも支援というものが必要なのかどうかも含めてですが、そういったアセスメントをした上で、他機関で連携していくこと。その上で、支援が必要な場合は悩みや困り事の相談を聞くことが大事なのか、あるいは具体的なサポートとして、学習面や就労面のサポートですとか、ケア軽減をするための福祉サービス、食事面の支援や、あとはヤングケアラーの方への居場所や、ピアサポートの場の提供というような支援が考えていけるかなというふうに思っています。

右側に書いていますが、虐待ではない場合は、まずは本人さんの困り感を御理解いただいて、

支援が必要な場合に受ける意思があるかどうかというのを本人さんの同意を得た上で情報共有をしていく。一番大事なのが、まず関わった者が伴走者になれる関係性を作っていくということが大事かなというふうに思っております。

以上になります。

○井上会長 事務局から堺のヤングケアラー支援の取組について説明させていただきました。また、堺区、東区の代表者会議においても、ヤングケアラーをテーマに議論されておりましたが、各関係機関の皆様、本日の説明をお聞きになり、いかがだったでしょうか。

ヤングケアラーについて、各関係機関で抱えておられる課題、その対応など、共有できればと思いますけれども、何か御意見等ございませんでしょうか。

○丸山委員 母子生活支援施設ハピネス・ハークの丸山です。着座にて失礼します。

現場感覚なのですが、地域に潜むヤングケアラーの世帯というのはすごく多いように感じます。私たちの施設は堺以下、泉州地域の拠点ということで、大阪府の委託を受けて、今年度よりヤングケアラーの事業を実施しています。堺の子どもたちもたくさんいますし、堺以外の子どもたちの支援というのも行っています。

先ほど、吉田課長のお話の中にもありましたように、貧困、虐待、DVは、やっぱり切っても切り離せなくて、負の連鎖というのは、もうすごく繰り返されているように感じます。母親の生育歴というのを見ると、やっぱり幼い頃に両親が離婚されて、劣悪な環境で育てられて、早く家を出たいと思われて、子どもができれば自分の子どもには絶対同じ思いをさせないと思ってお母さんたち頑張っているのですけれども、やっぱり同じ選択をしてしまう方が多いです。

私達の施設は母子を分離しない唯一の施設であります。DVを受けていないと入所できない施設ではないので、母子への支援、地域の方々に、堺市民の方々に対しても幅広く行っていきたい。母子生活支援施設が担う役割を十分発揮していきたいなと思って、今ここの会議に参加させていただいて感じております。これからもよろしく申し上げます。

○井上会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

○嶋原委員 主任児童委員の嶋原と申します。

主任児童委員は、小学校区に1人おまして、区ごとに会議をしております。私は中区なのですが、SSWが設置された頃からずっと主任児童委員会に参加させていただいております。先日、堺市主任児童委員長会で、どのような形態でしているかという話になりまして、S

S Wに入っていないというものがほとんどだったのです。S S Wに入ってもらえるのかどうかというのを確認したいと思うのですけれども、中区は普通に入っているのです。でも、管轄が違ったら入れないのかなど、ちょっとお聞きしたいと思ひまして、もし各区からお願いがあったら柔軟に対応していただきたいと思うのですが。よろしくお願ひいたします。

○井上会長　　今の嶋原さんの御意見に対して、S S Wの派遣というか、中に入っているということですね。

お預かりいたしまして御回答させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○嶋原委員　　はい。お願ひいたします。

○井上会長　　それでは、日々地域を包括的に支援されて、多世代に関わっておられる社協さんの立場から、ヤングケアラーの支援の必要性を感じられる場面などございましたら、御発言頂戴いただければと思うのですけれども、増岡様、よろしいでしょうか。

○増岡委員　　堺市社会福祉協議会、増岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ヤングケアラーの問題といいましても、発見が難しいということで、やはり制度福祉や給付だけではなかなかそこを発見したりとか、支援することが難しいということで、やっぱりヤングケアラー状態の子どもたちがどういう状態に陥るかというのはこの資料にもあるとおり、社会的孤立になってしまうということが挙げられております。そういう意味では、我々としてはインフォーマルな居場所活動、特に堺では子ども食堂の活動が盛んに広がってきておまして、今現在94の子ども食堂が堺市で活動していただいている。そういったところで発見されたりとか、見守りされたり、言葉がけがされたりすることによって、少し本人が安心できたりとか、誰かに気持ちを分かっていたりとか、そういったことが実践例としても上がってきています。今までの報告の中でも、もっとたくさんヤングケアラー状態の子どもたちがいるのではないかというようなお話がありましたが、本人が自覚していないであるとか、それをそのまま肯定してしまっている子どもたちはたくさんいるであろう。そういう方々が自然と子ども食堂であるとか、地域の居場所に参加することによって、声をかけてもらったり、ちょっと寄り添ってもらったり、何か本当にしんどい、直前に相談ができたりとか、そういうような居場所がたくさん必要ではないかということ、今、堺市社協としても考えているところでございます。これはヤングケアラーだけではなくて、孤立問題というのは高齢者でも起こり得ることですので、地域の中の様々な方々と協働しながら、誰でもがほっとできる居場所というのを

広げていきたいというふうに考えています。そういう意味ではヤングケアラーの解決方法ではないですけども、どこか自分がほっとできる居場所というのがあるということが望ましいのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○井上会長　　ありがとうございました。

様々なお立場での御意見、取組、課題をありがとうございました。今後も、こちらにお集まりの機関はもちろんのこと、様々な人、多様な機関が連携協力していくことが必要だと考えております。これからも、関係機関の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。全体を通して、何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○仲村委員　　はい。

○井上会長　　はい。お願いします。

○仲村委員　　すみません、名前も言わずに始めさせていただいていました。こども会の仲村です。いつもお世話になっています。

こども会の代表で出席をさせていただいているので、ちょっと場違いな発言になるか分かりませんがねんけども、こども会の現状を報告するのも僕の仕事かなと思って、ちょっと報告させていただきたいと思います。

こども会に関わらせていただいて、もう30年になります。その当時は7割ぐらいの組織率がありましたでしょうか。こども会に入るのが当たり前という時代がありました。これが15年ほど前に5割を切るというような現状になって、現在は2割台というような、もうこども会入らないのが当たり前という時代に入ってきております。実は御報告したいのここからなのですが、今日の共通のテーマであります、子どもの問題は親の問題であって、実はこども会の組織率が下がっているのも、親がもう役員を嫌がるというようなところの理由が大きく関わっておりますが、今現在こども会の役員をしてくださっている現役のお父さん、お母さん方は、すごく熱心です。こんな時代に役員やってくれるということは、それだけ熱心やということの証明なわけで、僕らの頃には役員もたくさんおりましたから仕事も分散できましたけども、1人にかかる負担もすごく大きいにもかかわらず一生懸命やってくれて、すごく熱心に役員をやってくれていると、今頃の若い子らは捨てたものじゃないよという現状報告を、一番にさせていただきたいと思います。

それからもう少しだけ時間いただきます。個人的な発言になります。

いつも子どもの味方でないかんと思っています。子どもを取り巻く親、地域、それから学校の先生方も含めて、全員が子どもの味方でなかったらいかんとって活動させていただいています。ということは、この3者、学校、親、地域は、それぞれが味方同士でなければいけない、仲良くしなければいけないと思っ、ずっと活動をさせていただいています。それで言うならば、今日、僕らはボランティアというような立場で参加させていただいてんのかなと思いますけども、役所の皆さんとは絶対味方同士でなかったらあかんと強く思っています。これ、地域と住民と行政を分断するような動きがあったときには、共に戦いましょう。

以上です。

○井上会長　ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい。

○門屋委員　堺市里親会の門屋です。

ヤングケアラーの問題は、本当に地域にいても個人個人の関係性と、個人個人の関係性では補い切れないものがあって、大人として接する場合に介護福祉の制度があるよとか、子どもにはまだそういった知恵や知識がなかったりすること、アドバイスすることはできるのですが、そのところをまたフォローをしていただく人、介入していただく人というのが必要になってくるということを感じています。私の実体験の中でいうと、ドラッグストアからオムツを抱え込んで買物してらっしゃるお子さんをちょっと見かけたときに声をかけたら、そういう事情を少しお聞きして、相談できる場所があるよという話を、ちょっとさせていただいたりとか、でもそのお子さんも確かに自分がヤングケアラーだとは気づいておられませんでした。ほんで、そういう場面場面で、少し気づいて声をかけて、大人の側から少しアプローチしていくということが、一つ一つの救いの手になっていくのかなと思ったりもしています。

あと、堺市里親会では、毎年里親シンポジウムを開催させていただいておまして、今年度、10月の末に終了しておりますが、今年度は里親と、あと子ども食堂をされている当事者の方と、ファミリーサポートのサポーターをされている当事者の方に登壇していただいて、あと社会的養護の伊藤教授（大阪公立大学 伊藤嘉余子教授）に登壇していただいて、里親家庭のことを発信するだけでなくって、里親が地域の中でどう目指していくかという辺りも、里親会としてはこれからの検討課題にしております。なので、里親会の仲間の中にも、地域の中で養

育の相談に乗るといふ里親さんが出てきたり、少し人と人をつないでいくといふ里親さん、困っている親御さんと、ここに行ったら少し肩の荷が下りるよみたいなことを、パイプ役として活動して下さる里親さんも出てきてくれるようになっております。そういったことを少し少し広げていきながら、また子どもたちのために御協力させていただければと思っております。また、皆様からの御支援もいただきたいと思っております。

シンポジウムは、今年度77名の御参加いただいたのですが、もっとより多くの方に御参集いただきたいと思っておりますので、また皆様から各団体の会員さんに声をかけていただいて、より堺の子どもたちの応援団を増やしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○井上会長 ありがとうございます。

時間の関係がございますので、一応これで御意見のほう伺うところは終了とさせていただきますと思っております。

それでは、これをもちまして、令和5年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議を終了したいと思います。議事の進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

進行を事務局へ返します。

○事務局（子ども家庭課 中原） ありがとうございます。

児童虐待の対応には、地域の連携、関係機関のネットワーク、これはバトンタッチではなくて、関係機関がそれぞれのりしろを持って幾重にも重なって支援していくことが必要となっております。それを支えていただいている関係機関や団体の皆様には、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

これからも、子どもを安心して産み育てられる「子育てのまち堺」を推進し、全力を挙げて児童虐待防止に取り組んでまいります。

最後に事務連絡になりますが、本日、この福祉会館ではなくて、堺市役所の駐車場を御利用された方につきましては、駐車券のほうをお渡しいたしますので、後ほど事務局のほうに申し出ていただければというふうに思っております。

それでは、以上で本日の代表者会議を終了させていただきたいと思っております。本日は長時間にわたりありがとうございます。お疲れさまでした。